

令和8年度 第1回藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和8年7月1日（水） 午後1時30分～午後3時00分

場 所：藤枝市役所 西館5階 大会議室

出席委員：永田委員長 村松副委員長 榛葉委員 高山委員 伊村委員 萩原委員 小澤委員
鈴木委員 村田委員 中村委員 渡邊高委員

議 事：（１）こども計画の進行管理について

事務局から資料について説明

委 員 長：ただいま事務局より説明があった協議事項（１）こども計画の進行管理について、ご意見やご質問がございましたら、発言をお願いいたします。

委 員：3点伺いたい。1つ目は8ページのこども誰でも通園制度について。今年度から始まったということで、（ア）計画策定時の方向性に「児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う」と書いてある。私は保育協会代表で来ているが、その協会の発達支援に関する課題として、こどもの成長や発達に対する見方が、保育士と保護者でかなり違うという点がある。私たちは日々保護者と信頼関係を保つために、いろいろなコミュニケーションをとりながら、発達に課題がある児童のことを保護者に伝えるが、伝わりにくいという課題が何年も続いている。日々の保護者との関わりでもそうある中で、最長でも10時間しか関わりのないこども誰でも通園制度で、保護者とその児童の状況の共有はできるのかという不安や疑問がある。園はそれでも伝えていかなければいけない立場ではあるが、市でも利用者との面接時に、保護者に対して保育士等に相談を促す言葉をかけていただきたい。

2つ目は、14ページの⑦育児サポーター派遣事業について。保育園は0歳児といってもほぼ1歳になるお子さんのお預かりが多い。その中で困っているのは離乳食である。家庭で離乳食が固いもの食べていたり、離乳食を1歳過ぎてもまだ食べていたりする場合があるので、保育園に入る前の保護者さんへ離乳食等へのサポート事業があるかを伺いたい。

そして3つ目は、17ページの⑬病児病後児保育事業について。病児保育は利用申し込みに対して受け入れが100%できていないということか。今後、利用枠を増やす考えはあるのかについて伺いたい。

事 務 局：1つ目ですが、こども誰でも通園制度の事前面談はこども課では行わないため、園でしていただく形になります。ただ、どこまで話していいかというのが現場でも課題であるということも伺っています。そのため、事前にこども誰でも通園制度を周知する際は、その課題を意識してお伝えできればと考えています。また、こども発達支援課などの他課とも連携しながら、情報提供をしていきたいと思っております。

こども誰でも通園制度を利用している園の状況の件につきまして、お話をさせていただきます。保護者は直接利用したい園にシステムから入ってオリエンテーションを行います。オリエンテーションは通常の入園と同じように聞き取りを行い、面接をしています。一度利用されると「すごくよかった。」と必ずリピートされて、できる限り上限の10時間までを目一杯使われる保護者が多いです。キャンセル待ちをしている保護者もいるようです。午前中に2時間利用し、その間に自分の用事や家事を済ませ、午後は家でゆっ

くりとお子さんと向き合ったり、支援センターに行って一緒に遊んだりすることができるといふ声も伺っています。公立園は余裕活用型で、園に余裕がある場合に時間を開けていますが、園の行事や、職員の休暇状況等を考慮しているため、なかなか開く時間がない日があり、今年度も様子を見ていきたいと思っております。また、近隣市と比べて本市は利用できる園が多いので、他市からの利用もあります。

2つ目の離乳食の件です。通常6か月ぐらいから離乳食が始まる方が多いので、4か月ぐらいから前期の離乳食の講習会を行っています。後期の講習は8か月ぐらいを目安に行っておりますが、年間ですべての方が利用するというものではありません。そのような状況の中で、本市ではYouTube等で離乳食の作り方などを配信するようなサービスを行っており、家庭でも健康教育の講座を受けられるように工夫しています。また、管理栄養士による食生活相談も予約制で、きめ細かにしておりますので、お子さんの口腔機能の状況や発達の状況に応じた形で個別にお伝えしています。最近は離乳食の最初の段階は細かくやっていますが、1歳を過ぎると急に大人と同じような食事にステップアップするという方もおり、保健センターとしても丁寧に伝えていきたいと思っています。

3つ目の病児保育についてです。17ページに記載の実績値1,920は、年間延べ受け入れ可能枠を記載しており、3施設合計で1日当たり8人の受け入れ可能な定員を確保しています。それに対して、実際1年間の延べ利用人数が約120名程度のため、まだまだ受け入れは可能な状況となっております。そのため、市内の各保育施設に対して病児保育に関する掲示資料等を配布し、保護者の皆様への周知に努めております。ただし、利用者は年々増加傾向にあるので、受け入れ可能枠の増加についても今後考えていきたいと思っています。

委員：離乳食については外国籍母の国ごとに違いがあり、食事についての違いや、意思疎通が難しかったりするので、そのあたりが今後の課題であると考えています。

委員：2点お伺いしたい。初めに9ページの放課後児童健全育成事業について。放課後児童クラブとは別であるが、放課後等デイサービスについてお伺いしたい。現在こどもの数が減っているものの特別支援学校や特別支援学級に通う児童は増えている印象を受ける。そのような中で、障害等をお持ちの児童に対する放課後や長期休暇の預け先がなかなかない。今回の資料には記載されていないが、放課後等デイサービスの状況や今後の展開についてお伺いしたい。

2点目。19ページの児童育成支援拠点事業は児童にとってよいものだと思うが、居場所を必要とする児童が初めてこのような場所を利用するのはかなりハードルが高いように感じる。工夫をされていると思うが、児童が利用しやすいようにより一層取り組むことが、藤枝市が掲げる「こどもにやさしいまち」の実現に近づくと考えているため、そのあたりの考えを伺いたい。

事務局：こども発達支援課です。1点目の放課後等デイサービスの給付については、令和7年度からこども発達支援課が給付の窓口として始まっています。放課後等デイサービスは前年度も今年度も新たに開所した場所があり、近隣市の中では施設が多いです。また、施設の利用に関しては、こども発達支援課に給付窓口が変更になった際、特別支援学校の児童には毎日利用できる量を、支援学級の児童には週3日程度利用できる量を、通常級の児童には基本的に週1日利用できる量を支給し、基本的な支給の量を決めさせていただき、それを目安になるべく支援が必要な児童が利用できるように取り組んでいます。今回いただいた意見を課に持ち帰り、また検討させて

いただければと思います。

こども若者支援課です。2点目の居場所事業につきましては、制度の拡充をしているところもあり、より多くのSOSを見つけながら、なるべく多くの方が利用できるような形で対応できるように、今年度も進めていきたいと考えております。

こども発達支援課です。当課でも不登校の児童の居場所事業を行っているので、回答させていただきます。当課では、まず学校としっかり連携をとることを第一にしています。また、初めてのところをすぐ利用するとはならないので、見学をしたり、ご自宅に訪問させていただいたりして、居場所の職員との関係を作ってから繋がるようにしています。ただし、繋がりにくい児童もいると思うので、その児童にあった方法で利用に繋がるようにしていきたいと思っています。

委員：繰り返しになるが、居場所が本当に必要な児童は、自分から行くことからハードルが高いと感じるので、ぜひ工夫して児童の声を拾って対応していただきたい。

委員：4点ほど伺いたい。最初に10ページの連携又は一体型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進の関係について伺いたい。実施箇所数の計画が3に対して実績が4というのは、おそらく1度どこかで出前をやったので4になっているのだと思うが、連携型ではどのような内容を行ったのかを教えていただきたい。また、令和9年度から実施箇所数が4になっているのは、市の実施箇所数を1つ増やす予定なのかを伺いたい。

2点目は、12ページの地域子育て支援拠点事業の実績が見込みに対してプラス27、269ということで、多くの人に利用していただきうれしく思う反面、確保方策に対してさらにプラスが増えると確保が追いつくのか質の問題も懸念される。その部分に対する考えを伺いたい。

3点目は、13ページ養育支援訪問事業の実績76という数字が、実施率100%という説明がなかったので、教えていただきたい。

4点目は、先ほど放課後等デイサービスのお話について、居場所がないというのは何か原因があって居場所がないということだと思うが、どのような原因で居場所がないのか思いつくものがあれば教えていただきたい。

事務局：1点目、10ページの放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室の関係でお答えします。令和7年度の4か所ですが、藤岡子どもふれあい教室、ひろはたっこ子ども教室、亀城っ子学級、中央っこアフタースクールの4か所で、藤岡と亀城っ子、中央っこアフタースクールが連携型、ひろはたっこ子ども教室が校内交流型です。内容としては、サイエンス講座、バトミントン、リトミック、ニュースポーツ、理科実験等、多様な内容を実施しています。令和8年度の計画については出張の数は入ってなく、藤岡、広幡、亀城っこ、中央小学校、岡部で連携型または校内交流型で実施しています。放課後子ども教室については以上です。

次に2点目、地域子育て支援拠点事業については、他市からの利用者も増えているということが実態です。あまりにも混んでいると現場で判断して入場制限や1時間ごと入れ替えをするなどの配慮をしており、保育士も確保しているので、質の懸念という点については問題ないと考えています。

3点目の養育支援訪問事業については、100%できていると報告を受けています。

4点目の児童育成支援拠点事業については、不登校、ネグレクト、両親の共働き等の家庭にいても居場所がない、誰とも話していないということが、居場所がない原因と

して挙げられます。このような子に対して、教育委員会や小学校と連携をとりながら、当課の職員が訪問して現状を確認しNPO法人等と繋ぎながら、お試しを繰り返しつつ利用していただいております。

委員：放課後子ども教室の件で、交流型や連携型という言葉が出たが、その定義を教えてください。

事務局：連携型は、共働き家庭を含めてすべてのこどもが放課後子ども教室に参加して交流できるもの、校内交流型は同一小学校内で両事業を実施しており、小学校内で行うものです。

連携型は放課後児童クラブに通っている児童は参加することが可能ですが、会場が小学校内ではないというのが連携型となっています。

委員長：他に質問等がありますか。それでは協議事項（１）こども計画の進行管理についてはご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

委員長：ありがとうございます。それでは次に、協議事項（２）乳児等通園支援事業者の認可についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

議 事：（２）乳児等通園支援事業者の認可について

事務局から資料について説明

委員長：ありがとうございます。乳児等通園支援事業者の認可について説明していただきました。ご質問等ありましたら発言をお願いいたします。

委員：誰でも通園制度利用者と一時預かりの部屋は別でないといけなと以前答えてもらったが、職員も別で必要なのか伺いたい。

事務局：職員数に関しては、児童数における必要な保育士数は確保されており問題ないと判断しています。また、同じ職員が一時預かりと誰でも通園制度の教室を曜日ごと担当することも可能です。

委員：数字の面で伺いたい。50ページ（１）面積基準の藤枝聖母幼稚園と岡部聖母幼稚園の必要面積が著しく低いように感じるが、3.96㎡でよろしいか。

事務局：54ページを開いていただくと、藤枝聖母幼稚園と岡部聖母幼稚園は一般型で利用定員が2名となっており、また2歳児に限っているため、49ページにある2歳児の面積基準一人当たり1.98㎡を2倍にして3.96㎡が基準となっています。

委員長：その他質問等ないので、協議事項（２）乳児等通園支援事業者の認可についてはご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

委員長：ありがとうございます。次に協議事項（３）特定乳児等通園支援事業者の確認についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

議 事：（３）特定乳児等通園支援事業者の確認について

事務局から資料について説明

委員長：それでは、皆さんからのご質問、ご意見をいただきたいと思います。発言をお願いします。

委員：54ページの表の利用定員数と入所者数について教えてください。

事務局：この表については、標記の仕方が2通りあります。まず、プメハナリコこども園とプ

メハナリコエルアこども園につきましては、福祉施設として0歳から5歳までを預かっている園であり、実際の定員数はもっと多いのですが、誰でも通園制度の対象者は0歳から2歳のため、0歳から2歳の施設としての定員を利用定員数として記載しています。その中で、現在入所している0歳から2歳の児童数を入所者数の欄に記載しており、定員を超えてのお預かりはできないため、利用定員数から入所者数を差し引いて、プメハナリコこども園は空き枠が1、プメハナリコエルアこども園は空き枠が0となっています。一般型の園につきましては、職員配置が整えば常に対応できる人数が記載されており、プティ保育園とプティ藤枝南園については、入所者数と関係なくどれだけの児童が使えるか、どれだけの児童を受け入れられるか想定した場合の人数について、申し出があった人数を記載しています。

委員：ありがとうございます。

委員：こども誰でも通園制度は新しい事業であるため、周知方法について教えていただきたい。特に、市外からの転入者や外国人への周知方法を伺いたい。

事務局：最初に3月の広報ふじえだで誰でも通園制度についてのご案内をさせていただき、現在はホームページのみとなっています。こども誰でも通園制度は市の事業というより国の事業であるため、藤枝市に來たから特別何かあるわけではありませんが、現状対象者が800人近くいる中で認定を受けている人は100人程度ということで、子育て支援センター等でもっと周知していくべきだと考えております。また、外国人保護者に対しての発信についても今後検討していかなければならないと考えております。

委員：ありがとうございます。

委員：50ページの必要面積について、3と4に関しては先ほどの説明で理解したのだが、ほかの園はどのように計算しているのか教えていただきたい。また、54ページの2は利用定員の空き枠が0であるのになぜ認可申請を出したのか伺いたい。

事務局：必要面積につきましては、49ページに記載してある0～1歳の面積基準と2歳の面積基準を計上したものを表に記載しております。また、2のプメハナリコエルアこども園がなぜ申請しているかにつきましては、この表はあくまで参考になっており、現在の入所者数は30ですが年度が替われば入所者数も変わってきますので、空き枠が出た際に利用できるように前倒しで申請しております。

委員：ありがとうございます。

委員長：私からも1つお聞きしたい。余裕活用型のこども誰でも通園制度の場合、一時預かりとはどのように使い分けるのか、わかる範囲で教えていただきたい。

事務局：一時預かりとこども誰でも通園制度は似たような制度になりますが、国の目的が違います。一時預かりは家庭で児童を保育できない場合に利用する制度で、こども誰でも通園制度は児童にとっての健やかな成長のために利用する制度となっていますので、利用目的を分けながら使っていただければと思います。また、一時預かりと誰でも通園制度は利用料金の設定も異なっており、そのあたりで使い分けている方もいらっしゃるかもしれません。一時預かりとこども誰でも通園制度の両方を使うことも制度上可能となっており、こども誰でも通園制度は月10時間までと制限があるため、上限まで来てしまったら、本来の目的とは異なりますが、一時預かりを利用することも可能なため、使い分けも可能だと思っています。集団での生活による児童の育成、成長のためのこども誰でも通園制度、保護者の用事や催事のための一時預かりという、違う目的のため始まっている経緯はありますが、児童を預けるという点については両方

とも利用可能となっております。

委員長：他にはよろしいでしょうか。ほかにご質問がないようですので、協議事項（３）特定乳児等通園支援事業者の確認については、ご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

（午後３時００分終了）